

Column

「すまいの給付金」について

消費税法改正による消費税引き上げの経過措置として平成26年4月1日より消費税が8.0%に引き上げ予定なのは、周知の通りですが、住宅取得者向けの消費税増税に伴う負担の軽減として、「すまいの給付金」「住宅ローン減税」の二つの制度があります。今回は、「すまいの給付金」についてご紹介致します。

すまいの給付金を受けるには新築住宅の場合で、①自ら居住する、②床面積50㎡以上、③住宅瑕疵担保責任加入、等の条件で簡単に給付を受けることができます。住宅ローンを利用せず、現金取得者についても追加要件を満たすことで、給付を受けることができます。給付の額については右記の表になりますが、最大で30万円の給付を受け取ることができます。

このようにすまいの給付金は簡単な条件をクリアするだけで、右記の給付を受けることができますので、是非利用したい制度となっています。詳細は、<http://sumai-kyufu.jp/>にてご確認いただけます。

消費税8%の場合	
収入額の目安	給付基礎額
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
475万円超510万円以下	10万円

今月の一棟：
鶴ヶ島市H様邸（二世帯）



Information

次回完成現場見学会開催



開催日時
10/12.13
土曜：13:00～17:00
日曜：10:00～17:00
入間市野田にて

完成現場見学会予告



開催予定
10/26.27
土曜：13:00～17:00
日曜：10:00～17:00
川越市南大塚にて



開催予定
11/2.3.4
土曜・日曜・月曜共に
10:00～17:00
川越市的場にて